

国勢調査が始まります

～平成27年は5年に1度の国勢調査の年です～

国勢調査 2015

10/1 国勢調査を実施します

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。調査結果は福祉施策や防災計画、生活環境の改善をはじめとした日本の未来をつくるために欠かせない、さまざまな施策の計画づくりなどに役立てられます。

にかほ市では4月30日に「平成27年国勢調査にかほ市実施本部」を立ち上げ、10月1日の調査実施に向けて準備を行っています。今回の調査からオンラインでの回答が可能となり、回答にかかる手間が軽減されますので、調査の際はご協力をお願いします。



募集 統計調査員を募集しています

国勢調査などの統計調査に協力していただける調査員を募集します。

調査員とは

- ◆県知事等が任命する非常勤の公務員で、調査活動中は公務となり、事故などの際は補償が受けられます。
- ◆調査中に知り得たことに関する守秘義務が課せられ、漏えいに対する罰則があります。

調査員の要件

- ◆原則20歳以上で、責任を持って最後まで調査事務を遂行できる方
- ◆税務、警察、または選挙に直接携わっていない方
- ◆秘密を厳守できる方

調査員への事務内容（各調査により異なります）

- ◆説明会への出席、用品等の受領
- ◆受け持ち地区の世帯一覧、地図の作成など
- ◆チラシや調査票の配布、調査票の回収
- ◆回収した調査票の点検、市役所への提出

調査員の報酬（各調査により異なります）

- ◆調査事務、調査世帯数や受け持ち地区数などにより異なりますが、1調査あたり3～5万円程です。

申込方法

- ◆象潟庁舎総務課、仁賀保および金浦市民サービスセンターにある申込用紙に必要事項を記入し提出してください。

※国勢調査希望の方は、6月15日(月)までに申し込みください。

※申し込みをしてもすべての方が調査員として従事できるとは限りません。



問合せ 総務部総務課 総務行政改革班 ☎ 43 - 7507

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」支給のお知らせ (第十回特別弔慰金)

戦後70周年にあたり、戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- (1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) 上記(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面 25万円
※5年償還の記名国債（毎年5万円×5回）

請求期間

平成30年4月2日まで
※請求期間を過ぎると、第十回特別弔慰金を受けとれませんので、ご注意ください。

事前準備

- ◆戦没者の氏名、前回請求者などの情報が分かると相談が早く進みますので、事前にご確認のうえ、窓口にお越しください。
- ◆請求にあたり、戸籍関係の書類が必要となります。必要となる書類は請求者によって異なりますが、戸籍関係書類の発行には手数料がかかりますので、ご準備ください。

請求受付・相談窓口

請求には受給対象者によって必要となる書類が異なり、個別に相談が必要となります。1件あたりの相談に時間がかかることから、下記のとおり特別相談窓口を開設します。

期 日	受付時間	場 所
5月19日(火)～22日(金)	9:00～12:00 13:00～17:00	市役所 象潟庁舎
5月26日(火)～29日(金)	9:00～12:00 13:00～17:00	市役所 金浦庁舎
6月2日(火)～5日(金)	9:00～12:00 13:00～17:00	市役所 仁賀保庁舎

※窓口が混み合い、お待ちいただくことがあります。あらかじめご了承ください。また、上記期間以外は、福祉事務所（仁賀保庁舎）、金浦・象潟市民サービスセンターの各窓口にてご相談ください。

市では、前回（第八回・第九回）の特別弔慰金請求者で、基準日時点で生存されている市内在住者に個別に請求案内を送付しています。案内が届いた方は、案内書に記載された受付期間に市役所各庁舎にご相談ください。

問合せ にかほ市役所 福祉事務所（仁賀保庁舎） ☎ 32 - 3034